

小規模企業共済制度の 令和3年度付加共済金の支給率について

令和3年3月
中小企業庁

目次

1. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要
2. 「支給率の基準となる率」の算定
3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について
(14カ月の推計リスク)
4. まとめ
5. 令和3年度の付加共済金の支給率の決定

1. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 「付加共済金」は、平成8年の制度導入以降、平成30年度に初めて支給を実施。

共済金の支給イメージ

付加共済金
(毎年度計算)

基本共済金
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

付加共済金の支給率を決定するための計算方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資額（当該年度末の剰余金見込額）}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

①（分子）付加共済金原資額（施行規則第10条の2第1項）

直近実績（運用資産においては令和3年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を推計して得た、令和3年度末の剰余金見込額。

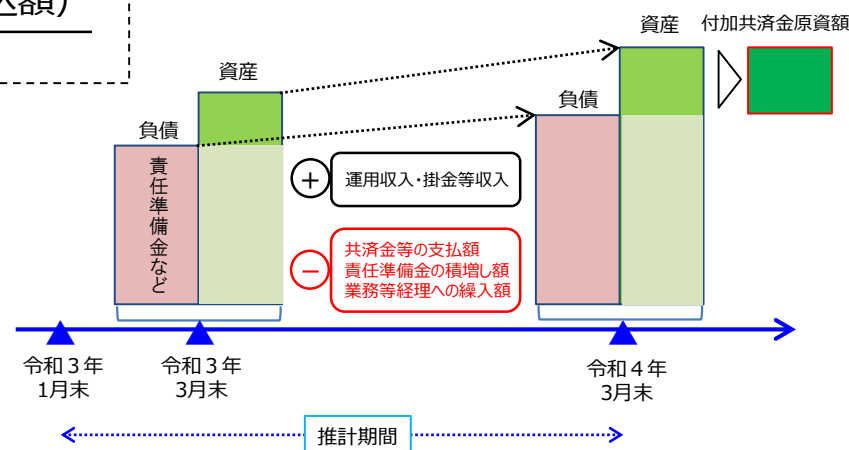
②（分母）仮定共済金等の発生見込総額（施行規則第10条の2第2項）

令和3年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、共済事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金額及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの共済事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

付加共済金原資額の算定イメージ



(2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

2. 「支給率の基準となる率」の算定

①「付加共済金原資額（令和3年度末の剰余金見込額）」（分子）を算定すると4,163億円となる。

（算定方法）

（イ 当該年度の運用収入・掛金等収入）－（ロ 当該年度の共済金等の支払いに充てる額）－（ハ 当該年度末以降の共済金等の支払いに充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額）－（ニ 当該年度に業務等経理に繰り入れる額）＋（ホ 当該年度の前年度の年度末の剰余金見込額）により算定。

付加共済金原資額（令和3年度の剰余金見込額）の算定

付加共済金原資額の算定過程		金額内訳	推計方法
イ 令和3年度の運用収入・掛金等収入	8,355億円	掛金等収入(①+④)	7,598億円
		運用収入(②)	757億円
		信託運用損益(⑦)	0億円
ロ 令和3年度の共済金等の支払いに充てる額	5,557億円	共済金等(⑤+⑩)	5,291億円
		分割共済金(⑥)	266億円
ハ 令和2年度末の責任準備金に積み増す額	3,141億円	責任準備金繰入(増加)(⑧)	3,141億円
		責任準備金戻入(減少)(③)	0億円
ニ 令和3年度に業務等経理に繰り入れる額	51億円	業務等経理繰入(⑨)	51億円
ホ 令和2年度末の剰余金見込額	4,557億円		
イ－ロ－ハ－ニ＋ホ ＝ 令和3年度末の剰余金見込額 （付加共済金原資額）			4,163億円

小規模企業共済制度の財政収支の予測

区 分		令和2年度 見込	令和3年度 見込
① 収益		11,364	8,355
	掛金等収入	7,192	7,577
	運用収入等	4,115	757
	責任準備金戻入	0	0
	その他	58	21
② 費用		8,277	8,749
	共済金等	4,982	5,224
	分割共済金	265	266
	信託運用損	0	0
	責任準備金繰入	2,932	3,141
	業務等経理繰入	37	51
	その他	61	67
③ 当期利益・損失（＝①－②）		3,087	▲394
④ 資産		104,681	107,507
⑤ 負債		100,124	103,344
	基本額に係る責任準備金	97,313	100,450
	分割責任準備金	1,488	1,493
	その他	1,323	1,401
⑥ 剰余金・欠損金（＝④－⑤）		4,557	4,163
運用利回り		4.13%	0.71%
	国内債券（簿価）	0.98%	0.92%
	短期資産	0.01%	0.01%
	融資経理貸付金	1.00%	1.00%
	信託資産	19.40%	0.00%
	生命保険資産	1.11%	1.11%

※1 令和2年12月末実績（運用収入、信託運用損については令和3年1月末実績）をもとに令和2年度末及び令和3年度末の財政状況を推計。
※2 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、共に控除している
※3 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

2. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

②「仮定共済金等の発生見込総額」※（分母）を算定すると8兆7,363億円となる。

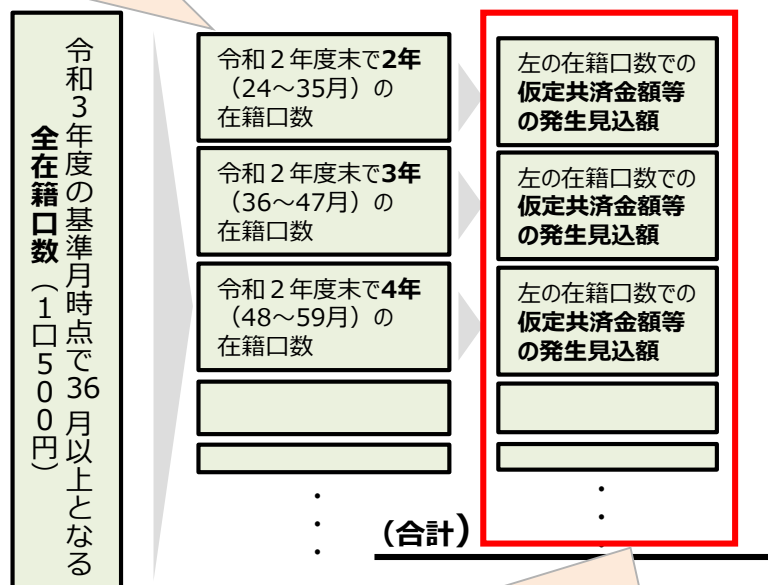
※令和3年度の基準月*時点で、すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額に、共済事由毎（A共済、B共済及び準共済）の発生割合を乗じて算定した金額の総額。（*基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。）

算定方法（施行規則第10条の2）

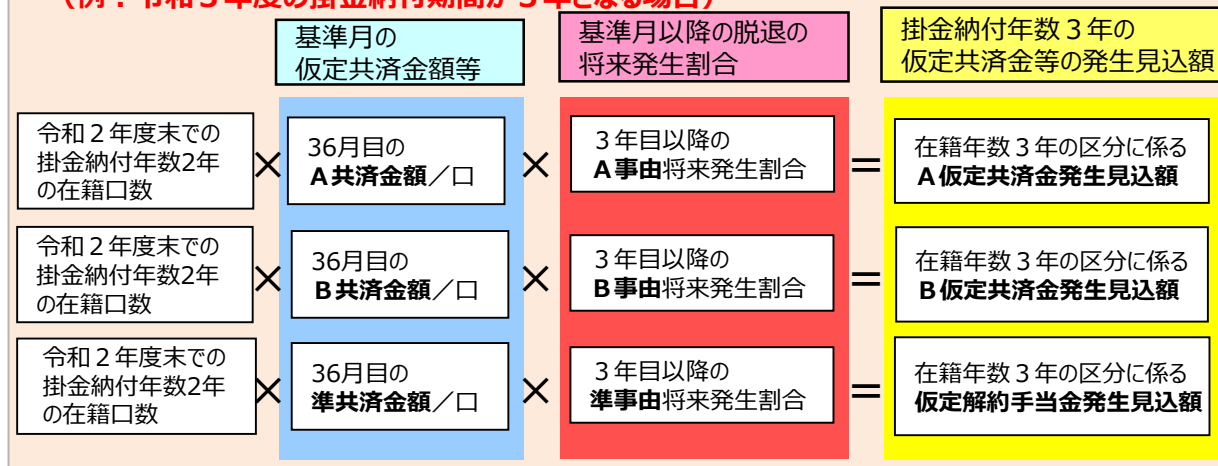
1. 令和3年度の基準月時点で、掛金納付期間が36月以上の全在籍口数（1口500円）を1年毎のグループに区分。
2. 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定。
3. 2. 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を足し上げ、総額を算定する。

1. 1年毎の掛金納付期間別に区分

算定の流れ（イメージ図）



2. 区分した掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定（例：令和3年度の掛金納付期間が3年となる場合）



3. 発生見込額を足し上げ、総額を算定

「小規模企業共済法施行規則」
（支給率）
第十条の二

2 法第九条第五項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定共済金額に当該掛金区分に係る法第九条第一項 各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定解約手当金額に当該掛金区分に係る法第七条第四項各号（同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になつたものを除く。）に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする。

2. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

以上①、②から、③「支給率の基準となる率」を算定すると0.04765となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給率の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額（令和3年度末の剰余金見込額）}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{4,163\text{億円}}{8兆7,363\text{億円}} \\ &= 0.04765 \end{aligned}$$

2. で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。

● 付加共済金に充てるべき額の算定については、1月以降の市場の動向や今後の運用収入の見込みを勘案する。

【（第11回）共済小委員会において決定された事項】

当該年度末の剰余金見込額から推計リスク2σ分を控除し、残りの1/2を付加共済金原資として計算する。

支給しない残りの1/2は留保し、次年度以降の付加共済金原資からは控除。

3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について（14ヵ月の推計リスク）

○期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計

令和3年1月末の委託運用資産額を基準に14ヵ月後の令和4年3月末の利益剰余金を見込むため、委託運用資産の期待収益率と標準偏差から推計期間のリスク（変化額）を算出

▲ 2σ水準の推計リスク

▲3,561 億円 (※)

➡ **【（第11回）共済小委（平成30年3月）において決定された事項】**
足下の環境（時価資産の変動リスクの高まり）を踏まえ、2σでの推計が妥当。

正規分布における事象の発生確率

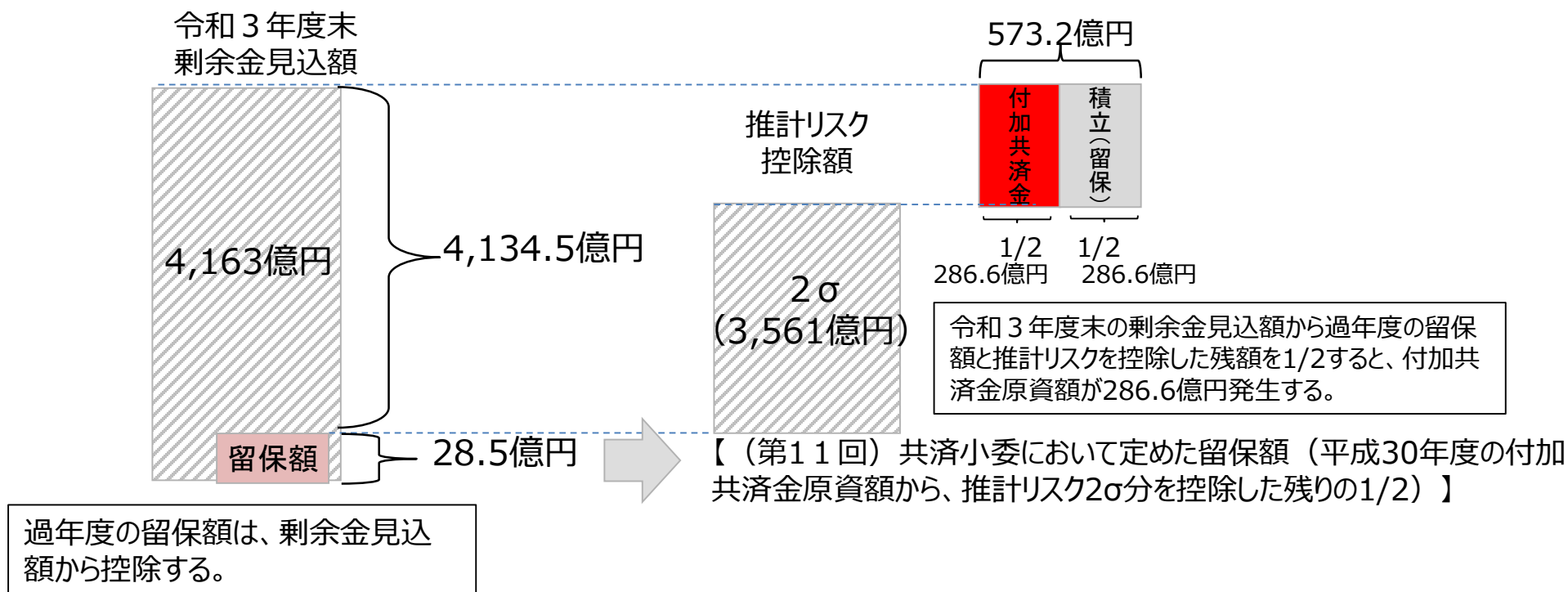
水準	水準以下に含まれる確率 （発生頻度）	損失見込み額
▲1σ	15.87% （6年に1度程度）	1,398億円以上
▲2σ	2.28% （40年に1度程度）	3,561億円以上
▲3σ	0.14% （700年に1度程度）	5,724億円以上

※【14ヵ月分の委託運用資産の増減の推計】

- 推計には、以下の数値・計算式を用いる。
- ・委託運用資産計算元本…令和3年1月末の委託運用資産額：2兆499億円
 - ・計算方法……………委託運用資産全体の期待収益率（3.20%）と標準偏差（9.77%）から、委託運用資産全体の変動額を計算。
（計算式（2σ水準の場合）：委託運用資産計算元本×（3.20%×（14/12）－9.77%×2×√（14/12））
「令和3年度末剰余金見込額」算出時には委託運用資産の期待収益率を加味していない為、上記計算式にて算出。
なお、期待収益率と標準偏差は、基本ポートフォリオ検証時（令和2年12月実施）に計算された値で、野村證券株式会社が毎年度公表する「フワードルッキング（2020年度版）」（2020年8月公表）で用いられている経済シナリオと、委託運用各資産のインデックスデータの過去実績値をベースに算定。
（各資産の期待収益率(参考)…国内株式：4.9%、国内債券：0.4%、外国株式：6.8%、外国債券：1.0%）
 - ・計算期間……………14ヵ月

4. まとめ（その他の事情を勘案した付加共済金原資額について）

- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額（**28.5億円** 平成30年度の付加共済金原資額から、推計リスク2σ分を控除した残りの1/2（※））を令和3年度末の剰余金見込額（**4,163億円**）から控除する。
- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額を控除した後の令和3年度の付加共済金原資額（**4,134.5億円**）から、推計リスク2σ分（**3,561億円**）を控除した残額の1/2は**286.6億円**となり、これを「付加共済金の原資」として支給率を算定すると、令和3年度の支給率は**0.00328**となる。



（※）【（第5回）共済小委（平成27年12月）において決定された事項】

当面、剰余金のうち1/2に相当する額を付加共済金の原資とし、残り1/2に相当する額を積立金に当てることとする。

上記を踏まえた付加共済金に充てるべき額（まとめ）

(1) ▲2σ水準の推計リスクを見込んだ剰余金見込金額

(剰余金見込額4,163億円) - (平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額28.5億円) - (2σ水準の推計リスク3,561億円)
= 573.2億円
が2σ水準控除後の剰余金見込額となる見込み

(2) 付加共済金原資に充てるべき額

2σ水準の推計リスクを控除後の剰余金見込額573.2億円のうち1/2を積み立て、残り1/2を付加共済金原資に充てるべき額とする
→付加共済金原資に充てるべき額 $573.2\text{億円} \times 1/2 = 286.6\text{億円}$

(令和3年度の付加共済金の支給率)

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{①'付加共済金原資に充てるべき額 (} = \frac{\text{①剰余金見込額} - \text{留保額} - \text{推計リスク)}{2} \text{)}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{(4,163\text{億円} - 28.5\text{億円} - 2\sigma\text{水準} \blacktriangle 3,561\text{億円}) / 2}{8兆7,363\text{億円}} \\ &= \underline{0.00328} \end{aligned}$$

5. 令和3年度の付加共済金の支給率の決定

付加共済金の支給率（案）

- 令和3年度の付加共済金の支給率は「0.00328」とする。